

紹介手数料返金規定について

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合は、支払いを受けた紹介手数料を返金します。
ただし、次の各号に該当する事由が、死亡、就労が不能となるような疾病、または求人者の責めに帰すべき事由による場合には、返金しません。
 1. 採用内定者が入社後、本人の意思により退職した場合
 2. 採用内定者が入社後、求人者の就業規則に基づき解雇に至った場合
- 2 前項の場合、採用内定者の退職日または解雇日を7日以内に退職または解雇の事実を書面又は電子メールにて通知してください。
事実確認をした後、紹介元は紹介手数料の一部を次項の返金制度に基づき返金する。
- 3 事実の確認後、紹介手数料の返金振込みは退職月の翌月末日とします。
- 4 紹介手数料の一部を返金する場合は以下のとおりとします。

【正社員・無期雇用の採用】

- ・入社日1ヶ月以内に退職した場合 紹介手数料の80%
 - ・入社日から起算して1ヶ月を超え3ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の50%
 - ・入社日から起算して3ヶ月を超え6ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の10%
- 5 支払いを受けた紹介手数料につき、本規定に基づく返金以外には、理由の如何を問わず一切返金・賠償の責をおいませぬ。ただし、支払いを受けた紹介手数料に過誤納があった場合はこの限りではありません。

許可番号 28-ユ-300345

事業所の名称 株式会社マインズ

所在地 兵庫県姫路市東延末2丁目24番地
アークビル1F